

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年3月11日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 商工観光課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 2. 監査期間 令和2年12月24日から令和3年1月18日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>1. 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、一部の使用料が新庄市公有財産規則に沿った算定となっていなかった。使用料の算定にあたっては関係例規を遵守し適正に事務処理を行うこと。</p> <p>2. エコロジーガーデンの使用料の収納事務について、後納認定、使用料の納入期限の設定、使用の取り消しにあたっては、関係例規に基づき適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 使用料に関しては、年額を月割する際に、年額の端数を誤って切り捨てていた箇所を修正する。光熱水費に関しては、使用場所に子メーター等がついていないため、目的外使用ごとの光熱水費を把握することは困難である。そのため、現在は3カ年平均の面積割で算出しているが、計算方法として適切かどうかを今一度精査し、使用者と調整したうえで、新たな計算方法により次年度から光熱水費を実費請求する。</p> <p>2. 事情（郵送のタイミング、遠方で銀行の手数料等がかかるより市に来た際に支払いたい、予約日～利用日が土日祝日等）があつて後納することが事前にわかっている場合は、申請書に記入してもらうことにする。「後納の申請がない」かつ「使用日になっても支払いがない」場合は、施設使用時に催促することを基本とし、それでも支払いがない場合は「新庄市税外収入未納金等徴収条例」に準じた対応を検討する。使用の取り消しの際のデータ様式を修正し、適切に処理する。</p>